

新八方池山莊整備運営等事業 実施方針

令和 7 年 5 月
(令和 7 年 6 月 13 日変更)
白馬村

【目次】

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定方法に関する事項	9
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
1 事業者の募集及び選定方法	10
2 選定の手順及びスケジュール	10
3 応募手続き等	10
4 応募者等の構成及び参加・資格要件	13
5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	17
6 契約に関する基本的な考え方	18
7 提出書類の取扱い	19
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	20
1 リスク分担の考え方	20
2 要求する性能等	20
3 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き.....	20
4 村による事業の実施状況のモニタリング.....	21
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	22
1 立地条件に関する事項	22
2 対象施設の整備及びに維持管理運営に関する事項.....	22
3 関係法令に関する事項	23
第5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	23
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	24
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
第8 その他の事項	26

別紙

- ・ 実施方針に対する質疑書（様式1）
- ・ 実施方針に関する説明会参加申込書（様式2）
- ・ 実施方針に関する個別対話参加申込書（様式3）
- ・ 事業対象敷地・インフラ関連図
- ・ 現指定管理業務の概要
- ・ 要求水準書（素案）※
- ・ 基本協定書（素案）※
- ・ 事業契約書（素案）※
- ・ リスク分担表

※ 実施方針と同時に公表する「要求水準書（素案）」、「基本協定書（素案）」及び「事業契約書（素案）」については、現段階で想定される内容を示す参考書類である。実施方針公表後の質疑や個別対話を踏まえて修正等を行ったものを、入札説明書の公表時にそれぞれ「要求水準書（案）」、「基本協定書（案）」及び「事業契約書（案）」として公表する予定である。

【用語集】

実施方針では、以下のとおり用語を定義する。

用語	定義
【応募企業】	本事業に応募する、企業単独をいう。
【応募グループ】	本事業に応募する、複数の応募企業で構成されるグループをいう。
【応募者】	応募企業又は応募グループの総称をいう。
【協力企業】	応募グループのうち、次の事業者（特別目的会社）に株主として出資せず、事業者から本事業の業務の一部を直接受託し又は請け負う者をいう。
【構成企業】	応募グループのうち、次の事業者（特別目的会社）に株主として出資する企業で、事業者から本事業の業務の一部を受託し又は請け負う者をいう。
【資格審査通過者】	参加表明を行った応募者又は応募グループで、資格審査を通過した者をいう。
【事業者】	本事業の実施を目的に設立された特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））で、村と事業契約を締結する者をいう。
【事業提案書】	入札説明書や要求水準書（案）等に基づき、資格審査通過者により作成された提案書類をいう。
【現山荘】	現在の八方池山荘をいう。
【新山荘】	本事業で新しく整備する八方池山荘をいう。
【代表企業】	本事業の応募に当たり、応募グループを代表して応募手続きを行う企業をいう。
【入札説明書等】	入札説明書、要求水準書（案）、落札者決定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）等の事業者公募に際して村が公表する書類をいう。
【落札者】	落札者決定基準に基づき選定された、特定事業契約の締結を予定する者をいう。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

新八方池山荘整備運営等事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設の種類

山小屋施設

(3) 公共施設の設置者及び管理者

設置者：白馬村村長 丸山俊郎

管理者：一般財団法人白馬村振興公社

現在、現山荘を含む8施設について指定管理者制度を活用して管理運営を行っている。現在の指定管理期間は令和5～9年度で、指定管理業務の概要や収支は別紙「現指定管理業務の概要」のとおり。

(4) 事業実施における前提要件

本事業は、自然公園法に定める公園事業として実施するものである。公園事業は国の定める公園計画に基づき国立公園内の自然の保護と利用を促進するための施設であり、事業を実施する上で様々な規制や条件等があることに留意すること。

公園事業：中部山岳国立公園八方山宿舎事業

執行者：環境大臣の同意により、白馬村が執行

(5) 事業目的

白馬村（以下「村」という。）は、北アルプスの稀有な山岳景観と豊かな自然環境に恵まれ、登山やスキーを中心とした観光で発展を遂げてきた。民宿発祥の地であり、スキーブームや長野五輪、インバウンドなど、国内外から多くの人々を受け入れ、多様なコミュニティを形成している。

村では「世界水準のオールシーズン型マウンテンリゾート・Hakuba」を掲げ、繁盛期であるスキーシーズン（12～4月）だけでなく、グリーンシーズン（5～11月）の観光需要を伸ばすことで、オールシーズンで観光客を受け入れていくための取組を官民一体となって進めている。

村の所有する観光資源の中でも、八方池山荘（以下「本施設」という。）は中部山岳国立公園内の八方アルペンラインの中腹に位置し、国立公園の美しい景観を一望できる立地にあるため、グリーンシーズンの魅力増進施設として大きなポテンシャルを秘めている施設である。その一方で、本施設は、登山者の安全確保の場所としても重要な施設であるにも関わらず、登山道よりも高い場所に位置することが原因で登山道との一体性が欠けていることに加え、昭和39年の開設から長期間が経過し、施設の老朽化が進んでいる。

これらのことから、村では本施設を魅力化を図りつつ存続させる施設として位置付け、令和元年～令和2年に白馬村山小屋検討会議を開催し、令和10年度～令和11年度にかけてリニューアルすることとした。また、令和4年度に基本設計（基本計画）を策定し、魅力ある観光施設・目的地

となる場所・誰もが行ける山小屋（Hutte）とする方針を定めた。

本事業は、本施設のリニューアルにより、グリーンシーズンにおける八方山エリアの魅力や体験価値を向上させ、オールシーズンでの観光需要を確保することに加え、岩岳や梅池自然園等の村内観光資源と連携させることで観光滞在期間を延ばし、地域全体の活性化につなげるために実施するものである。

また、八方池山荘の魅力向上だけでなく、山小屋として必須である山岳域の情報提供や遭難者の救助のための機能についても従来通り存続させ、周辺を利用する人たちが安心かつ快適に自然体験できるような環境整備も目指す。

なお、本事業の実施において、本施設は素晴らしい眺望に加えてスキー場内に位置しており、通年を通した利用客により高い事業収益性に期待できることから、官民連携手法のPFI（BT＋コンセッション方式）を採用し、民間事業者のノウハウや資金を最大限に活用することで、効率的かつ魅力ある施設整備を行うこととしている。

(6) 事業コンセプト

本事業における基本的な方針は次のとおりとする。

【誰もが行ける山小屋（Hutte）】

- ランドスケープと建築が一体となり、白馬三山の眺望を最大限満喫できる白馬一番の眺望スポット
- 白馬山岳観光の拠点として、あらゆる属性のゲストに情報・眺望・魅力的なカフェ/食事・宿泊機能を提供
- 誰でも気軽に行けるバリアフリーな山荘

(7) 事業方式

村は、八方池山荘整備運営等事業の実施にあたり、民間事業者と連携し、そのノウハウを活用することで、事業目的である魅力的な観光地形成を目指すこととしている。

民間事業者との連携においては、施設の設計から建設、維持管理・運営までを一体的に発注し、民間事業者の創意工夫を最大限に発揮し、収益性を向上できる事業手法を採用する。

そのため、新山荘の整備においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づく PFI 事業として、BT（Build Transfer）方式と公共施設等運営権（コンセッション）方式を組み合わせた BT コンセッション方式により実施することを想定している。維持管理・運営においては、新山荘の公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定することで、民間事業者の自由度を確保し、多様な利用者や観光客に対してホスピタリティの高いサービスを提供する。

また、併せて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく公の施設の指定管理者制度を併用することを想定している。

(8) 対象施設

対象施設は、以下により構成する。

ア 現八方池山荘

現八方池山荘（以下「現山荘」という。）は、新山荘整備時に解体・撤去する想定である。建物の詳細は以下の通り。

所管	白馬村 観光課
所在地	白馬村大字北城 4487 番地 1 外
開設年	昭和 41（1966）年
建築年	昭和 39（1964）年建築、平成 14（2002）年改修
建物の構造	【建築構造】鉄骨造 2 階建、地下 1 階 【敷地面積】1,724,452㎡ 【延床面積】694,305㎡
施設の内容	【収容人員】55名 【連絡手段】固定電話（0261-72-2855） 【間取り】5 畳間二段造り×1 室、和室（6 畳）×2 室、和室（8 畳）×1 室、和室（9 畳）×2 室、和室（12 畳）×1 室、給水ポンプ、地下式配水タンク×2 基、地下式灯油タンク（5kl×6 本、2 箇所）、屋内売店、水洗便所、従業員用浴室 ※ レストラン・売店あり、風呂・水洗トイレ完備
附属施設	【屋外売店】1 棟（軽量鉄骨平屋建）※解体可 【公衆トイレ】1 棟（コンクリートブロック平屋、50.4㎡）。 ※解体不可。ただし、建物内の改修は可能。 【八方尾根第二ケルントイレ】1 棟。 ※解体不可。維持管理範囲に含めるものとする。
アスベスト含有	令和 7 年度に調査予定。詳細は入札説明書等の公表時に示す予定。

イ 新八方池山荘

新しく整備する新八方池山荘に求める施設の内容は以下のとおり。現時点で想定している詳細は別紙「要求水準書（素案）」にて示す。

整備の条件	【延床面積】1,000㎡未満 ※ 延床面積の上限は環境省の定める公園計画により決定されたものであり、条件変更は不可。 【収容人員】30～40名程度とし、適切な収容人員を提案すること。
施設の内容	客室、便所、浴室、レストラン、売店（簡易的なもの）、事務室、従業員用設備、登山客用便所
インフラ	既存インフラ設備の活用は可能だが、灯油の燃料タンクは新設を予定。

ウ その他の付帯設備

上記イに付帯する設備について、相乗効果が期待でき、かつ入札説明書等で示す予定である本事業に係る予定価格及び関係法令等の範囲内において、民間事業者の提案により整備することができる。

(9) 事業範囲

本事業は以下の業務により構成する。現時点で想定している業務内容の詳細は別紙「要求水準書（素案）」にて示す。

ア 特定事業

特定事業はPFI法に基づき実施する業務であり、実施を必須とする。

(7) 統括マネジメント業務

- a 統括マネジメント業務
- b 関係者との調整業務
- c 総務・経理業務
- d セルフモニタリング業務
- e その他関連業務

(イ) 設計業務

- a 事前調査業務
- b 基本設計・実施設計業務
- c 各種申請・許認可手続等業務
- d その他関連業務

(ウ) 工事監理業務

- a 工事監理業務
- b その他関連業務

(エ) 建設業務

- a 新山荘の整備及び関連業務
- b 什器備品調達及び設置業務
- c 現山荘の解体・撤去工事業務
- d 完成後業務
- e その他関連業務

(オ) 開業準備業務

- a 維持管理運営計画の作成業務
- b 利用規約及び利用料金の策定業務
- c 事前予約管理業務
- d 維持管理・運営の準備業務
- e 事前広報・情報発信業務
- f 開館式典実施業務
- g 保険の付保業務

(カ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 設備保守管理業務
- c 什器備品保守管理業務
- d 修繕等業務
- e 衛生管理・清掃業務
- f 保安警備業務
- g 外構施設保守管理業務
- h その他関連業務

(キ) 運営業務

- a 利用者対応業務
- b 宿泊提供業務
- c 飲食・物品販売等業務
- d 温浴提供業務
- e 料金収受業務
- f 広報・情報発信業務
- g インフォメーションセンターの運営業務
- h 安全管理業務
- i 村及び関係団体等との連携業務
- j その他関連業務

イ 任意事業

事業者は、村の事前の承認を得た上で、任意事業として自ら提案・実施する収益事業を事業者による独立採算方式にて実施することができる。

収益事業は、本事業の円滑な実施及び山小屋機能を阻害せず、自然公園法等の関係法令等を遵守し、風俗営業その他これに類する用途としないなど公序良俗に反しない範囲で、事業者が本事業の目的に沿って必要とする事業とする。

(10) 第三者の使用

事業者は、各業務を構成企業又は協力企業に実施させるものとする。ただし、事前に村の承諾を得たときは、事業者、構成企業又は協力企業は各業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。

(11) 事業期間

事業期間は令和8年4月から令和31年9月までとする。事業期間中の想定スケジュールは以下のとおりである。

年月（予定）	内容
令和8年3月	特定事業契約の締結
令和8年4月～令和11年7月	設計・建設・解体期間 （解体工事は令和11年6月～を想定）
令和11年8月	公共施設等運営権の設定
令和11年9月	開館準備
令和11年10月	新山荘の供用開始
令和11年10月～令和31年9月	施設の維持管理・運営期間（20年）

(12) サービス対価及び事業者の収入

本事業におけるサービス対価の支払い及び事業者の収入は、以下のとおりとする。

なお、事業者は事業実施に係るすべての費用（維持管理業務・運営業務等のサービス対価の対象でないものも含む。）の内訳についても提示するものとする。

ア サービス対価

村が事業者を支払うサービス対価は、設計業務、建設業務及び工事監理業務にかかる費用相当額（以下、「施設整備費」という。）から運営権対価を差し引いた額を予定している。事業者は、村が設定するサービス対価の予定価格（上限価格）の範囲内において提案を実施すること。

なお、サービス対価はサービス対価Aとサービス対価Bに区分し、以下のとおり支払いを行う想定である。

(7) サービス対価A（一次支払い分）

村は、新山荘の整備、現山荘の解体と外構部分の施工が完了し、施設の引渡しを受けた後にサービス対価Aを事業者に一括して支払う。なお、サービス対価Aは次の場合に支払うことを想定している。

村は「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（拠点整備事業）」又はその他の交付金（以下「交付金」という。）の申請を予定している。この交付金の採択に至った場合には、村は事業者に対してサービス対価Aとして支払う。ただし、交付金の採択がない場合は、サービス対価Aは支払わず、サービス対価Bによって全額を支払う予定である。

提案にあたっては、サービス対価Bによって全額を支払う場合を想定した計画とすること。

(イ) サービス対価B（割賦払い分）

村は、施設の引渡し後より、サービス対価Bの支払いを開始する。サービス対価Bは、全体のサービス対価からサービス対価Aを除いた金額で、供用開始後の事業年度（20年間）を通じて年4回に分けて均等に支払うことを想定している。

なお、サービス対価Bに係る消費税相当分については、サービス対価Bの第1回目の支払い

の際に全額を支払うものとする。

イ 利用料金収入等

事業者は提案に基づき、村と協議の上で利用料金を設定し、自らの収入として徴収することを想定している。なお、利用料金の設定においては、条例の制定と議会承認が必要である。

また、利用料金の他、民間事業者が実施する独自のサービス提供により収入を得ることも可能とする。

ウ 開業準備・維持管理・運営業務費

開業準備業務、維持管理業務及び運営業務にかかる費用は、事業者が徴収する利用料金収入等により充当できる想定であり、村から対価を支払わない予定である。

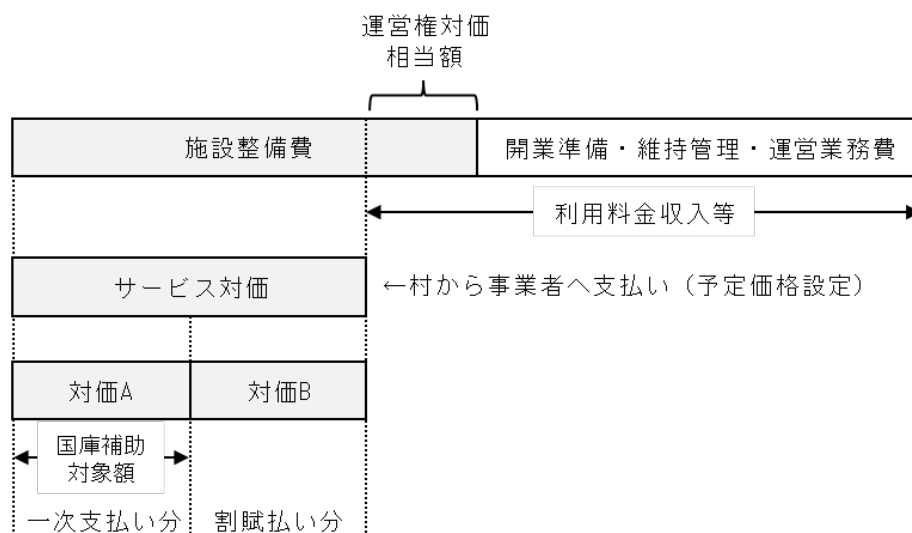
エ 任意事業

任意事業は、事業者の責任において独立採算で実施することを想定している。

オ 運営権対価

運営権対価としての支払いは求めない。ただし、運営権対価相当額を施設整備費から差し引くことを想定している。

【サービス対価の支払いイメージ図】

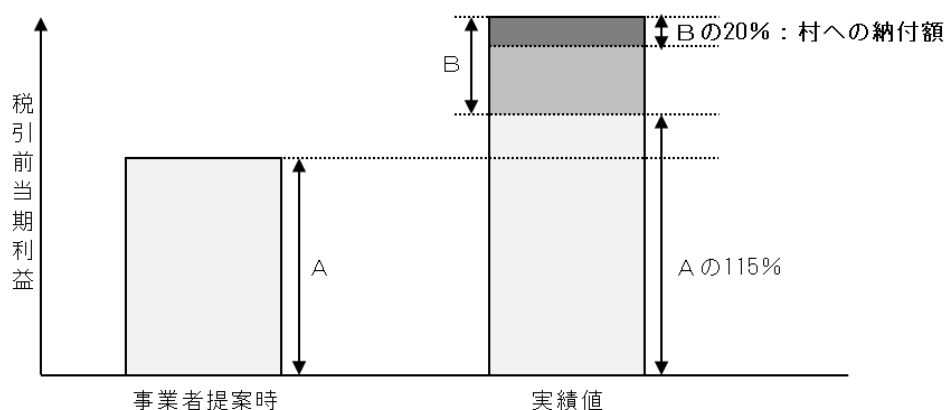


カ プロフィットシェアリング

事業者の創意工夫によって生じる収入増加分については、原則として事業者に帰属させることを想定している。

ただし、「税引前当期利益額の実績値」が「提案時の税引前利益額」を15%以上超過した場合、超過額の20%を村に納付するものとする（プロフィットシェアリング）。

【プロフィットシェアリングの考え方】



キ 対象施設の賃貸借

事業者は、村と賃貸借契約を締結した上で、運営権設定対象施設の一部を第三者に転貸することができるものとする。

(13) 事業期間終了時の取扱い

事業期間終了時における運営権や対象施設等の取り扱いは、次のとおりとする。

ア 運営権

事業期間の終了日（事業期間が延長された場合は、延長後の事業終了日。以下において同じ。）に消滅する。

イ 対象施設

事業者は、事業期間の終了日に、村又は次期事業者（以下、「村等」という。）に対象施設を引き継ぎ、退去するものとする。

ウ 事業者の保有する資産

事業者が保有する資産については、備品類も含め、事業期間終了時に事業者負担により処分するものとする。

ただし、村等と事業者との事前の協議の上、次期事業に必要な資産を引き継ぐことができる。引き継ぐ資産は村等に譲渡するものとし、詳細については、村等と事業者の協議により定めるものとする。

エ 業務の引継ぎ

事業者は、事業期間終了後に村等が円滑に施設の管理運営を実施できるよう、事業期間の終了前に十分な引継準備期間を確保し、適切に業務の引継を行うこと。

事業期間終了後の運営体制は未定のため、施設予約等の引継ぎの詳細については、事業期間の終了前に村等と事業者の協議により決定する。

事業者は、事業期間終了日の2年前を目安に、施設の劣化状況や保有資産等について調査・確認し、村に報告するとともに業務の引継ぎにあたって必要な協力を行わなければならない。

(14) 追加投資等の取扱い

ア 運営権設定対象施設（新山荘）

事業者は、新山荘のサービス向上に資する追加投資について、村の事前承認の上、自らの負担により行うことができる。原則として追加投資による収入により投資経費を回収できるものを対象とし、追加投資部分は村に所有権を移転して運営権の対象施設に含める。

イ 事業者の保有資産（備品等を含む）

事業者は、自らが保有する資産等について、自らの判断及び負担で新規投資、改修及び追加投資を行うことができる。

(15) 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。本事業は中部山岳国立公園第1種特別地域内の事業であることから、自然公園法をはじめとする関連法令についてはとくに留意し、必要に応じて関係機関（環境省等）と協議しながら事業を進めること。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

村は、PFI法に基づき、村自らが本事業を実施する場合（従来方式）と民間事業者が本事業を実施する場合（PFI方式）を比較し、PFI方式で実施する方が経済合理性があり、かつ効果的に事業実施できる場合に、実現可能性等を考慮した上で、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定結果の公表

村は、本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を、評価の内容とあわせて村ホームページにおいて公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定においては、民間事業者のアイデアや提案を幅広く受け付けるため、性能面と価格面を総合的に評価して選定できる総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に基づく。）を採用する。

2 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは以下のとおりとする。詳細については、入札説明書等公表時において示す。

年月（予定）	内容
令和7年5月30日（金）	実施方針に関する質問の受付締切日
令和7年6月13日（金）	実施方針に関する質問回答の公表予定日
令和7年6月18日（水）	実施方針に関する説明会、現地見学会
令和7年6月23日（月）、24日（火）	実施方針に係る個別対話
令和7年8月下旬	特定事業の選定・公表
令和7年9月下旬	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和7年9月下旬	入札説明書等に関する説明会
令和7年10月下旬	入札説明書等に関する質問回答の受付・公表
令和7年10月下旬	参加表明書の受付、参加資格の確認
令和7年11月上旬	資格審査結果の通知
令和7年11月中旬	入札説明書等に関する個別対話
令和8年1月上旬	事業提案書の締切
令和8年2月上旬	落札者の決定及び公表
令和8年2月上旬	基本協定の締結
令和8年2月下旬	事業者との特定事業仮契約の締結
令和8年3月	事業者との特定事業契約の締結

3 応募手続き等

(1) 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表

実施方針に関する質問及び意見等を以下のとおり受け付ける。

対象者	本事業に関心のある民間事業者
申込方法	別紙「実施方針に対する質疑書（様式1）」に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。
申込期間	実施方針の公表日から令和7年5月30日15時まで
申込先	白馬村観光課 【メールアドレス】kanko@vill.hakuba.lg.jp
回答方法	質問者の特殊な技術やノウハウ等に関するもの、質問者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年6月13日（金）に村ホームページにおいて回答する予定。

備考	・質問者の名称は公表しない。 ・提出のあった質問のうち、村が必要であると判断した場合には、直接ヒアリングを行うことがある。
----	--

(2) 実施方針に関する現地説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、実施方針に関する説明会を開催する。

開催日時	令和7年6月18日（水）13時から
開催場所	八方池山荘（現地集合）
対象者	本事業に関心のある民間事業者
申込方法	参加希望者は、別紙「実施方針に関する説明会参加申込書（様式2）」に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。なお、参加者は各社3名までとする。
申込期限	令和7年6月13日（金）15時まで
申込先	白馬村観光課 【メールアドレス】kanko@vill.hakuba.lg.jp

(3) 実施方針に関する個別対話

村と応募者の意思疎通を十分に確保し、実施方針の解釈を明確化すること等を目的として、以下のとおり、実施方針に関する個別対話を実施する。

開催日時	令和7年6月23日（月）、令和7年6月24日（火） （1者あたり1時間程度で実施。）
開催場所	白馬村201・202会議室
対象者	本事業に関心のある民間事業者
申込方法	参加希望者は、別紙「実施方針に関する個別対話参加申込書（様式3）」に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。 希望日時が重複した場合は、先着順により決定する。
申込期限	令和7年6月19日（木）15時まで
申込先	白馬村観光課 【メールアドレス】kanko@vill.hakuba.lg.jp
回答方法	個別対話での内容のうち、村が公表すべきと判断したもの、後日回答することとしたものについては、対話参加者の特殊な技術やノウハウ等に関するもの、対話参加者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、村ホームページにおいて公表する。 なお、対話の内容により個別に回答する場合もある。

(4) 実施方針の変更

応募者の質問・意見や個別対話等の内容を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直す場合がある。その場合は、村ホームページへの掲載により公表する。

(5) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

村は、本事業を特定事業として選定した場合、入札公告に合わせて入札説明書等を公表する。

(6) 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する応募者の理解促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催する。
なお、説明会の開催日時、開催場所等については、入札説明書等公表時において示す。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付・回答公表

入札説明書等に関する質問を受け付け、回答する。詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(8) 参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者は、期日までに参加表明書及び資格審査に必要な書類を提出する。村は、資格審査の結果を応募者に書面で通知する。

参加表明書の提出方法や時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等公表時において示す。

(9) 入札説明書等に関する個別対話

村と応募者の個別の対話により、十分な意思疎通を図ることによって本事業の趣旨に対する理解を深め、村の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、資格審査通過者を対象に、個別対話を実施することを予定している。

なお、詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(10) 事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札説明書等に基づき、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書を提出する。なお、事業提案書作成にあたっての詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(11) 入札の中止

村が公正に入札を執行できないと認める場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、村は、入札を中止することがある。

4 応募者等の構成及び参加・資格要件

(1) 応募者等の構成

ア 応募者は、本事業の業務内容を実施できる能力及び資金力等を備えた単独の企業又は以下の複数の企業で構成する応募グループとする。

名称	内容
統括マネジメント企業	統括マネジメント業務にあたる企業
設計企業	設計業務にあたる企業
建設企業	建設業務にあたる企業
工事監理企業	工事監理業務にあたる企業
維持管理企業	維持管理業務にあたる企業
運営企業	運営業務にあたる企業

※ 複数の業務の要件を満たす者は当該複数の業務にあたることができるが、建設業務にあたる企業と工事監理業務にあたる企業との兼務はできない

イ 応募グループにより応募する場合、構成企業の中から代表企業を定めるとともに、代表企業以外の構成企業は入札説明書等に定める委任状を提出すること。また、応募時に提出する参加表明書に代表企業名、構成企業名及び協力企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

ウ 応募企業又は応募グループの構成企業若しくは協力企業（以下、「応募者等」という。）は、他の応募者等として応募することはできない。

エ 応募者は、参加表明書において、上記「第 1 / 1 / (9) 事業範囲」に示す業務を担当する応募者等の企業名及び担当する業務を明記すること。

(2) 応募グループの取扱い

ア 代表企業は、事前に提案書に明記の上、村の承認の上、事業期間中に変更できるものとする。

イ 構成企業又は協力企業は、村の承認の上、構成を変更、追加又は退出することができるものとする。ただし、他の応募者等であったものは、参加できないものとする。

(3) 応募者等の一般参加要件

応募者等のすべてが、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）の締切日において、以下の要件をすべて満たしていることを応募の参加要件とする。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しないこと。

ウ 白馬村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成 7 年要領第 14 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該業務を営んでいること。

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申

立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査を申請し、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

キ 白馬村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

ク 本事業のアドバイザー業務に関わっている以下の法人又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 項又は第 4 項に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。

- ・ 有限責任あずさ監査法人
- ・ 株式会社倉橋建築計画事務所
- ・ ベーカー&マッケンジー法律事務所

ケ 「第 2 / 5 / (1) / イ」の選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者でないこと。

コ 他の応募者等との間に、資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者でないこと。

(4) 応募者等の資格要件

ア 応募企業又は応募グループの代表企業の要件

応募企業又は応募グループの代表企業は、参加表明書等の締切日において、以下のすべての要件を満たしていることを応募の要件とする。

- (ア) 本事業に必要な業務実施体制を構築し、事業全体を統括できる者であること。
- (イ) 白馬村入札参加者資格名簿（建設工事、建設コンサルタント又は物品その他）に登録されていること。なお、入札参加者資格名簿への随時登録に関する手続きについては、白馬村建設課土地利用・建築係へ問い合わせること。

イ 各業務にあたる企業の要件

応募者等のうち、各業務にあたる企業は、それぞれ次の要件をすべて満たすこと。なお、複数の業務の要件を満たす者は当該複数の業務にあたることができるが、建設業務にあたる企業と工事監理業務にあたる企業との兼務はできないものとする。

(7) 設計企業

設計企業は以下の要件をすべて満たすこと。なお、複数の企業で設計業務を実施する場合には、a 及び b の要件はすべての者が満たし、c の要件はいずれか 1 者が満たすこと。

- a 白馬村入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）に登録されていること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c 平成 26 年 4 月 1 日以降に完了している設計業務で、宿泊機能を有する公共施設又は民間

施設の設計実績を有していること。

(イ) 建設企業

建設企業は単独の企業又は共同企業体（以下「JV」という。）とし、以下の要件をすべて満たすこと。JV を組成する場合には、白馬村建設工事共同企業体運用規程（平成 4 年規定第 2 号）の内容を遵守し、参加表明書等の提出時に協定書の写しを提出すること。なお、複数の企業で建設業務を実施する場合には、a 及び b の要件はすべての者が満たし、c、d 及び e の要件はいずれか 1 者が満たすこと。

- a 白馬村入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されていること。
- b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を有していること。
- c 平成 26 年 4 月 1 日以降に竣工している建設工事で、宿泊機能を有する公共施設又は民間施設の施工実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績の場合は、出資比率が 100 分の 20 以上のものに限る。
- d 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（参加資格審査申請書及び参加資格確認資料の提出日前 1 年 7 ヶ月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の「建築一式工事」の総合評定値（経営事項審査結果の総合評点）が 1,100 点以上であること。
- e 一級建築士又は一級建築施工管理技士で、単体企業又は共同企業体を代表する者と直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係にあるものを監理技術者として専任で配置できること。なお、工事着手時において、参加表明書等に記載の監理技術者と同等の資格を有することを村が確認した上で、技術者の変更は認めるものとする。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業は以下の要件をすべて満たすこと。なお、複数の企業で工事監理業務を実施する場合には、a 及び b の要件はすべての者が満たし、c の要件はいずれか 1 者が満たすこと。

- f 白馬村入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）に登録されていること。
- g 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- h 平成 26 年 4 月 1 日以降に完了している設計業務で、宿泊機能を有する公共施設又は民間施設の工事監理実績を有していること。

(エ) 維持管理企業

維持管理企業は以下の要件をすべて満たすこと。なお、維持管理に係る個別業務を行う協力企業（構成企業から業務の一部を受託する企業をいう。）を全て応募者に含める必要はなく、次の要件を満たす者を 1 者以上含めること。

- a 白馬村入札参加資格者名簿（物品その他）に登録されていること。
- b 平成 26 年 4 月 1 日以降に、宿泊機能を有する公共施設又は民間施設の維持管理実績を有

していること。

(オ) 運営企業

運営企業は以下の要件をすべて満たすこと。なお、運営に係る個別業務を行う協力企業を全て応募者に含める必要はなく、要件を満たす者を1者以上含めること。

- a 白馬村入札参加資格者名簿（物品その他）に登録されていること。
- b 平成26年4月1日以降に、宿泊機能を有する公共施設又は民間施設の運営実績を有していること。

ウ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、参加表明書等の締切日とする。詳細は、入札説明書等において示す。

エ 応募者等の失格

応募者等が、参加資格確認基準日から事業契約締結時までに参加資格要件を欠いた場合には、当該応募者は失格とし、又は落札を取り消すものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件を欠いた場合で、当該企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす企業を加えた上で、事業実施に支障をきたさないと村が認めた場合に限り、代表企業以外の変更を可能とする。

なお、事業契約締結後の事業者の構成企業の変更については、事業契約書に定めるものとする。

5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 提案審査の方法

村は、事業者の選定にあたり、白馬村 PFI 等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行い、村は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、落札者を決定するための審査基準や審査方法等の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(2) 委員会の構成

村が設置する審査委員会の構成等の詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(3) 審査手順

事業提案書の審査は、資格審査及び提案審査により実施する。

ア 資格審査

村は、応募者の提出した参加表明書等に基づき、参加資格要件についての確認審査を行い、結果を応募者に通知する。

資格審査通過者のみが事業提案書を提出することができるものとする。

イ 提案審査

審査委員会は、落札者選定基準に基づき、応募者の提出した事業提案書の内容を評価し、最も優秀な提案を行った者を、落札者として選定する。

ウ 落札者の決定・公表

村は、審査委員会の選定結果に基づき落札者を決定する。決定結果は応募者に通知するとともに、村ホームページにおいて公表する。

村は、落札者の設立した SPC と、事業契約書（案）に基づき特定事業契約を締結する。

エ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者がいない等の理由により事業者を選定できなかった場合には、この旨を速やかに公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

村と落札者は、特定事業契約の締結に先立ち、契約締結に向けた双方の義務や特別目的会社の設立等に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

詳細は別紙「基本協定書（案）」のとおり。

(2) 特別目的会社の設立等

ア 落札者は、会社法に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を、特定事業契約の仮契約締結前までに、白馬村内に設立する。

イ SPC は、村が認める場合を除き、本事業以外の事業を行うことはできないものとする。

ウ 代表企業及び構成企業は SPC に対して必ず出資するものとし、うち代表企業は事業期間終了時まで、議決権を有する普通株式（以下、「議決権株式」という。）の保有割合において、最大の出資比率を維持すること。

エ SPC の株主は、原則として事業期間終了時まで SPC の株主を保有することとし、村の事前の承認がある場合を除き、譲渡や担保権等の設定、その他の処分を行ってはならない。

(3) 特定事業契約の締結

村と SPC は、入札説明書や事業契約書（案）等に基づき、本事業における実施業務や運営権の設定等に関する事項を記載した仮契約を締結する。仮契約は、白馬村議会の議決をもって本契約となる。詳細については、入札説明書の公表時に示す。

(4) 債権の取り扱い

ア 債権の譲渡

事業者は、事前に村の承諾がなければ、村に対して有する債権（支払請求権）を譲渡することはできない。

イ 債権への質権設定及び担保提供

事業者は、事前に村の承諾がなければ、村に対して有する債権（支払請求権）に対する質権の設定及びこれを担保提供することができない。

(5) 契約保証金の納付等

ア 事業者は、本事業の実施につき、サービス対価から割賦利息相当分を控除した金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 10 分の 1 以上に相当する額の契約保証金を村に納付すること。

イ 契約保証金の納付は、契約保証金に代わる担保となる有価証券等（白馬村財務規則（平成 2 年規則第 3 号）に定めるもの）の提供をもって代えることができるものとする。

ウ 落札者が、以下のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する

(ア) 契約に関し、保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約に関し、落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証保険契約を締結したとき。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

ア 事業提案書等の提出書類の著作権は応募者に帰属するものとする。

イ 提出書類は本公募以外の目的では使用しないが、事業選定過程等の説明を目的とする場合等において、応募者と事前の協議の上、書類の一部を使用できるものとする。

ウ 提出書類は原則公表しないが、本事業に係る情報公開請求があった場合には、白馬村情報公開条例（平成 12 年 3 月村条例第 1 号）に基づき、情報の一部を公開する場合がある（公開することにより不利益を与えることが明らかであると認められるものを除く。）。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。）の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負担する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方にに基づき、村と事業者が適正にリスクを分担することで事業全体のリスクを低減・効率化し、質の高いサービスを目指すことを基本とする。

そのため、原則として、事業者が実施する新山荘の設計、建設、維持管理及び運営上の責任は事業者が負うものとする。ただし、村が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、村が責任を負うものとする。

現時点で予想される村及び事業者の責任分担及びリスクは、別紙「事業契約書（素案）」及び別紙「リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 要求する性能等

村が事業者を求める、本事業において実施する業務のサービス水準について、現時点での想定している詳細は別紙「要求水準書（素案）」にて示す。

事業者は、要求水準及び提案内容等に基づき、事業の目的が十分発揮できるように、施設の設計、建設、維持管理及び運営等を行うものとする。

3 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡

運営権は、原則、譲渡や担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

ただし、PFI 法第 26 条第 2 項に基づき、あらかじめ村の許可を得た場合には、運営権を譲渡することができる。村は、新たな事業者について PFI 法第 26 条第 3 項に基づいて審査を行う。

(2) 基本契約締結後における事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、完全無議決権株式及び事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権株式を次のとおり発行することができる。

なお、完全無議決権株式にかかる新株予約権は、完全無議決権株式とみなし、議決権付株式にかかる新株予約権は、議決権付株式とみなす。

ア 完全無議決権株式

事業者は、会社法の規定に従い、完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。また、完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を自由に処分（譲渡、又は質権その他の担保権の設定）することができる。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- (ウ) 破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法第 21 条

の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (エ) 白馬村暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

イ 議決権付株式

事業者が、議決権付株式を新たに発行し割り当てようとする場合、又は他の議決権付株主以外の第三者（予め処分に関して協定等を定めた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等）を除く。）に対して保有する議決権株主を処分しようとする場合は、村の事前の承認を受けなければならない。

村は、議決権付株式の譲受人が、入札説明書等の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。なお、議決権付株式の譲受人は株主誓約書を村に提出しなければならない。

4 村による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

村は、事業者によるセルフモニタリングの結果や提出された報告書、実地確認等のモニタリングを行い、要求水準の達成状況を確認する。

モニタリングの結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合は、村は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じなければならない。

現時点で想定しているモニタリングの詳細については、別紙「事業契約書（素案）」に示す。

(2) モニタリング実施の時期（予定）

- ア 基本設計・実施設計時
- イ 建設工事時
- ウ 工事完了・施設引渡し時
- エ 解体・撤去工事時
- オ 維持管理・運営時

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件に関する事項

対象敷地の詳細は次の通りである。対象敷地の範囲等は別紙「事業対象敷地・インフラ関連図」を参照すること。

所在地	長野県北安曇郡白馬村大字北城 4487 番地 1 外
所有者	白馬村
敷地面積	敷地面積 1,724.452 m ² 延べ床面積 (694.30 m ²) 事業執行許可面積 6,325 m ²
用途地域	指定無し（都市計画区域外）
建蔽率	指定無し（都市計画区域外）
容積率	指定無し（都市計画区域外）
区域区分・指定	中部山岳国立公園第1種特別地域内（事業執行認可範囲内） 公園事業：中部山岳国立公園八方山宿舎事業
接道状況	接道無し（都市計画区域外により接道義務無し）
インフラ整備状況	【上水】湧水利用。第2ケルンで一度受水し、そこから地上に転がし配管で給水（時期や雨量等により、水が不足する場合あり）。冬季はアルペンリフトの受水槽（白馬観光開発株式会社所有）より給水を受けている。 【下水】排水配管有り、うさぎ平テラスの浄化槽（白馬観光開発株式会社所有）に接続し、負担金を支払い使用している。 【電気】供給あり。 【燃料】灯油を使用。灯油缶はヘリにて空輸している。 タンク2基（地下貯蔵タンク：本工事内で撤去）、旧タンク2基（未使用。外トイレ横にあり、本工事内で撤去） 【通信】衛星通信サービス（スターリンク）使用中。 ※詳細は別紙「事業対象敷地・インフラ関連図」を参照すること。
地盤データ	令和7年度に調査予定。詳細は入札説明書等の公表時に示す。
土壌汚染調査	土地の区画形質の変更となる範囲が3,000m ² を超える場合、土壌汚染対策法による届出の対象となる。
交通アクセス	JR東日本大糸線白馬駅から八方アルペンライン（ゴンドラ） ※八方アルペンラインは、八方ゴンドラリフト「アダム」、アルペンクワッドリフト、グラートクワッドリフトの3つからなる。総延長3,445m、標高差1,060mを登り、約40分で八方池山荘（終点）に至る
その他	・建物：切り妻形状（山岳国立公園規制） ・建物色制限：あり（山岳国立公園規制） ・雪（積雪2m以上）と風（最大風速60m/s）対策必須（屋根・外壁） ・建設資材及び大型物資等の運搬方法はヘリコプターを基本とする。

2 対象施設の整備及び維持管理運営に関する事項

本事業の対象施設の整備、計画地内の既存工作物の取扱い及び維持管理運営等について、現時点で想定している詳細については、別紙「要求水準書（素案）」にて示す。

3 関係法令に関する事項

八方池山荘は環境省の定める「中部山岳国立公園北アルプス南部地区宿舎事業（山小屋）取扱要領」の適用施設であり、施設の仕様や内容等に制約があることから、実施可能な業務は原則として、現状同様、宿泊提供業務及び飲食提供業務等に限定されることに留意すること。

第5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、村と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

2 紛争処理機関

特定事業契約に関する紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業者は、事業の継続が困難となる事由が生じた場合には、サービスの安定性及び継続性の確保に向け、特定事業契約書に定める事由ごとに適切な措置を講じることとする。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約書の規定に従い次の措置をとるものとする。詳細は、入札説明書の公表時に示す。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約に規定する要求水準を達成しない場合、その他特定事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、村は事業者に対し、改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

村が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、村は、事業者に対し事業契約を解除することができる。この場合、村は事業者が生じた損害を請求できるものとする。

(2) 村の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する村の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。この場合、事業者は村に生じた損害を請求できるものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他村及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、村及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

3 金融機関又は融資団と村との協議

事業の担保性の確保のため、村は事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していないが、事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、村は事業者がこれらの支援を受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施に必要な許認可等に関し、村は必要な協力を行う。
- (2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、村と事業者で協議を行う。

第8 その他の事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、村ホームページを通じて適宜行う。

2 村議会の議決に係るスケジュール（予定）

本事業における議会に関するスケジュールは以下のとおりである。なお、日程は予定であり、変更となる可能性がある。

日程	内容
令和7年9月	債務負担行為の設定
令和8年3月	特定事業契約の締結
事業スケジュールに応じて適宜	・新山荘に関する設置管理条例の制定又は改正 ・運営権の設定

※ 上記の他、提案に基づき条例の制定又は改正が必要となった場合には、別途関係議案を提出する予定。

3 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4 使用言語及び通過

使用する言語は日本語、通貨は円に限るものとする。

5 問合せ先

白馬村 観光課

〒399-9393 長野県北安曇野郡白馬村大字北城 7025 番地

電話（ダイヤルイン）0261-85-0722

メールアドレス kanko@vill.hakuba.lg.jp